

インフォメーション

お知らせ

「**家賃助成制度のお知らせ**」

市では、若者の移住・定住を促進するとともに、新規立地企業や市内事業者の人材確保を支援することを目的に、市外からの就業に伴い、市内の民間家賃住宅に入居する45歳未満の定住者に対し、4月より、家賃の半額を最長2年間助成する『ふるさとワークサポート事業』を開始します。

■支給要件（基準日：平成30年1月1日以降）

- ・転入日において45歳未満の方
- ・市内外の事業所において現に就業している方
- ・雇用保険法に規定する被保険者である方

・定住の意思をもって転入日から継続して3か月を超えて市内外に住所を有する方

・市内外の民間家賃住宅に家賃を支払い居住している方

※一部対象外となる場合があります。詳細はお問合せください。

■助成金額（月額）

家賃月額（事業所より支給される住居手当分を除く）×

1/2（千円未満切捨て）※2万円を上限

■助成期間

支給開始月から起算して2年以内

■申請方法

転入日から3か月経過後に申請してください。

■申し込み・問い合わせ

産業観光課 商工労政担当
(内線216)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収額決定通知書を送付します

平成30年度国民健康保険税および後期高齢者医療保険料について、4月より年金からの天引きが始まる方へ、4月上旬に「仮徴収額決定通知書」を送付します。

4月・6月・8月に天引きされる保険税（料）は、平成29年度の保険税（料）から算出した暫定的な額（仮徴収額）です。平成30年度の年間保険税（料）は、29年中の所得の確定後、7月に本算定を行い、改めて通知します。

※申請により口座振替への変更もできます。

■国保税が年金から天引きになる世帯

次の要件にすべて該当する世帯は、世帯主の年金から天引きによる納付方法になります。

- ①世帯主を含む国保加入者全員が65歳から74歳の世帯。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料が年金から天引きされている。
- ③国保税と世帯主の介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えていない。

■問い合わせ

市民生活課 国保年金担当
(内線127・129・137)

産後ママと赤ちゃんに産後健康診査と新生児聴覚検査の助成

●産後健康診査

産後2週間と1か月の2回、産後ママの心身の健康保持のために、産後健康診査費を助成します。

■対象者

- ・本市に住所がある方
- ・4月1日以降、県内の委託医療機関にて産後健康診査を受ける方

■受診票発行時期

母子健康手帳交付時
※すでに母子健康手帳交付済みの方には、受診票を郵送

します。里帰りなど県外の医療機関を受診する方は、償還払いとなりますので詳細についてはお問い合わせください。

※償還払い：受診者が費用をいったん全額支払い、その後市へ申請して払い戻しを受ける。

●新生児聴覚検査

新生児の聴覚障がいの早期発見・支援のため、新生児（生後28日まで）聴覚検査費を助成します。

■対象者

- ・本市に住所がある方
- ・4月1日以降、県内の委託医療機関にて新生児聴覚検査を受ける方

■受診票発行時期

母子健康手帳交付時
※すでに母子健康手帳交付済みの方には、受診票を郵送します。里帰りなど県外の医療機関を受診する方は、償還払いとなりますので詳細についてはお問い合わせください。

■問い合わせ

健康づくり課 保健指導担当
033-43310

宿泊型産後ケア事業の利用料金を一部軽減(助成)します！

宿泊型産後ケア事業とは、

育児不安や悩みを抱えた育児支援を必要とする産後ママと赤ちゃんが、宿泊してママが明るい気持ちで子育てができるようサポートする事業です。

■利用料金

30年度より、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方の利用料を軽減します。

☆1泊2食	
課税世帯	6,100円
非課税世帯	3,050円
生活保護世帯	0円
※昼食代は別途900円	

■対象者

産後4か月未満の乳児とその母親
※利用条件がありますので詳細はお問い合わせください。

■宿泊期間

原則3泊4日

■利用方法

市に申請書を提出し利用登録をした後、山梨県産後ケアセンターに予約をします。

■申し込み・問い合わせ

健康づくり課 保健指導担当
033-43310

障がいのある方へタクシー利用料金の一部を助成

市では、在宅で暮らす重度心身障がい者(児)の社会参加と、生活圏の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を「利用券」により助成します。

■対象者

市内外に住民登録

のある方で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A判定

※ただし次のいずれかに該当する方は対象となりません

- ・施設へ入所している方
- ・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方
- ・生活保護の受給者
- ・中国残留邦人等の支援給付を受けている方

・1か月以上の入院をしている方

■申請 4月2日(月)から

■持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

■利用券交付枚数 ○24枚/年間(1か月2枚)

○腎臓機能障害1級の手帳所持者には、36枚/年間(1か月3枚)

※年度の途中で申請した場合、は、月割になります。

■利用方法 山梨県タクシー協会加盟のタクシー会社等で利用可。

1回の乗車につき、利用券は1枚使用できます。(1枚につき、650円を助成)

ご利用の際に、障害者手帳とともに利用券を提示してください。心身障がい者タクシ

ー運賃の割引(手帳提示時1割引)も併せて利用できます。

■問い合わせ 福祉課障がい福祉担当 (内線182・183)

相談

行政相談窓口を開設

(予約不要・相談無料)

行政への要望、苦情、意見に対し、行政相談委員が相談に応じます。会場については、毎月の情報カレンダーでご確認ください。

■相談日 毎月第1・第2月曜日(祝日の場合は翌週) 13時~15時

■問い合わせ 総合政策課 政策推進担当 (内線356)

人権相談所を開設

(予約不要・相談無料)

いじめや虐待、家庭内や近隣とのめめごと、プライバシーの侵害などでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

■日時 6月1日(金) 10月10日(水) 12月4日(火) 2月5日(火)

※いずれも10時~15時

■場所 ニコリ1階 会議室

■相談員 人権擁護委員

■問い合わせ 総合政策課 政策推進担当 (内線356)

募集

甘利山草刈ボランティア募集

■日時 4月28日(土) 29日(日)

9時から15時(都合のつく時間にお越しください)

■集合場所 甘利山山頂駐車場

※甘利山公園線は工事により通行止めです。迂回路は案内標識に従ってご通行ください。

■持ち物 作業着・雨具(小雨決行)・昼食

※鎌や刈払機の燃料については主催者が用意

■主催・問い合わせ NPO法人甘利山倶楽部 ☎22-6682(小林)

イベント

ミニSSL運行開始!

中央公園ミニSSLは、4月1日から運行を開始します。緑の木々の中を走り抜けるミニSSLに乗り、汽笛の音を聞きながら楽しい時間を過ごしてみませんか。

■運行日時(雨天運休) 4月~10月の日曜日・祝日 10時~12時・13時~16時

■料金 1回100円

※3歳未満は、保護者と同乗で無料

☆5月5日のごものは全員無料!

■問い合わせ

建設課 都市計画担当 (内線250・251)

穂坂自然公園イベント情報

①木工作入門教室 ■日時 4月14日(土) 10時~12時

■定員 20名(要申込み)

■参加費 300円

②苗木の作り方体験教室 ■日時 4月28日(土) 10時~12時

■定員 20名(要申込み)

■参加費 100円

■問い合わせ 穂坂自然公園 ふれあいセンター ☎37-4362

伝統文化いけばな

子ども教室参加者募集 ■対象・定員 市内在住小学1年~中学3年生の20名

■活動期間 4月~3月までの毎月第4土曜日(年12回)

■場所 ニコリ1階陶芸室

■参加費 花代500円

■講師 池坊華道会 雨宮 松華氏 牛山一美華氏 他

■申し込み・問い合わせ

子ども教室事務局(牛山) ☎090-2420-3608

■申し込み・問い合わせ

子ども教室事務局(牛山) ☎090-2420-3608

■申し込み・問い合わせ 山梨やろつの会(清水) ☎090-8309-9365

★新年度の始まりに、常備薬や保存食など、「非常用持ち出し袋」の中身の確認をしましょう。